

議案第79号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

資料1（40）宝塚市文化芸術活動再開支援事業補助金について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、舞台芸術や展覧会等の文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれた団体に対し、公演、展覧会実施に係る会場使用料の一部を補助することで、市内の文化芸術の振興を図る。

2 事業概要

感染拡大予防ガイドラインを遵守して公演、展覧会等を実施する場合に、施設使用料の1/2相当額を支援する。申請のあった団体等に対し、事業完了後に補助金として交付する。

3 補助対象者

以下の全ての項目に該当する法人その他の団体

- (1) 活動の拠点が宝塚市内にあること。
- (2) 宝塚市内における文化活動の実績が2年以上あり、現に活動を行っていること。
- (3) 以下のア～エのいずれかに該当する法人その他の団体であること。
 - ア 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
 - イ 報道機関、学術研究機関
 - ウ 民間非営利団体及びこれに準ずる団体
 - エ 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

4 補助対象となる文化芸術活動

以下の全ての項目に該当する文化芸術活動（施設の主催事業及び他の助成を受けて実施する事業を除く）

- (1) 宝塚市内の施設（ホール、ギャラリー等で、通常使用料を徴収するとともに催し等の会場として市民の利用に供しているものに限る。）で実施するものであること（ただし、令和2年12月31日までの実施についてはソリオホール及びベガ・ホールを除く）。
- (2) 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に実施するものであること。
- (3) 舞台芸術（音楽・演劇・舞踏・パフォーマンス等）の公演及びそれに伴う練習、または展覧会（絵画・写真・手芸・生け花等）の開催及びそれに伴う準備であること。
- (4) 感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施するものであること。
- (5) 公共性を有し、営利を目的としたものでないこと。
- (6) 特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないこと。このほか、特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないこと。

5 補助率及び補助額

補助率は上記「4 補助対象となる文化芸術活動」にかかる施設使用料の1/2で、且つ補助額は1事業当たり100,000円を上限とする。なお、補助額が結果として10,000円未満となった場合は補助しないこととする。

6 予算措置

7,500,000円（補助限度額100千円×75団体＝7,500千円）

7 スケジュール（予定）

(1) 第1期

令和2年8月～12月31日まで先着順で受付

（対象事業：令和2年7～12月開催のもの）

(2) 第2期

令和3年1月～2月28日まで先着順で受付

（対象事業：令和3年1～3月開催のもの）

※補助金の交付を受けることができる回数は、1期につき1回までとする。

※第1期で予算額に達した場合は第2期を実施しない。

※第2期はソリオホール、ベガ・ホール実施事業を含む（県補助期間延長の場合を除く）。